

ファミサポマイスター活動支援助成

紙書類での申請をご希望の方へ

(1) 必要な様式

- ・ファミサポマイスター活動支援助成 交付申請書兼請求書
- ・ファミサポマイスター活動支援助成 交付申請書兼請求書（記入例）

★申請書様式は、以下のいずれかの方法でご用意ください。

- ① 世田谷区ホームページからダウンロードする。
- ② 上記が難しい場合は、裏面のお問合せ先（コールセンター）へ連絡する。

区HP二次元コード



(2) 書類の提出先

〒154-8504 世田谷区世田谷4-22-33
世田谷区子ども・若者部子ども家庭課 ファミサポマイスター活動支援助成担当 あて
※ 郵送料は申請者負担となります。

(3) 申請スケジュール

活動した月から3か月以内に申請してください。

受付期間		支払予定日	各活動月の申請期限
10月受付分	10/1 ～ 11/3	12月中旬頃	—
11月受付分	11/4 ～ 12/3	1月中旬頃	—
12月受付分	12/4 ～ 1/3	2月中旬頃	—
1月受付分	1/4 ～ 2/3	3月中旬頃	10月活動分は2/3まで
2月受付分	2/4 ～ 3/3	4月中旬頃	11月活動分は3/3まで
3月受付分	3/4 ～ 4/3	5月中旬頃	12月活動分は4/3まで

※ 4月受付分以降のスケジュールは、準備が整い次第、世田谷区ホームページ等でご案内予定です。

申請方法は **裏面** をご確認ください。

(4) 申請方法

● 提出書類

申請には、次の書類が必要です。

①	交付申請書兼請求書
②	援助活動報告書（援助会員控え）のコピー ・ 提出された報告書は返却いたしません。必ず <u>コピーをとってから</u> 提出してください。 ・ 申請後は報告書内容の修正ができませんので、提出前に報告書に誤りがないか、十分ご確認ください（参考：申請手続きのチラシ）。
③	振込先口座が確認できる通帳又はキャッシュカードのコピー ・ 初回申請時または振込先口座変更時のみ

● 申請方法

世田谷区ホームページや「申請手続きのチラシ」も合わせてご確認ください。

その月の活動がすべて終わったら申請してください。

(1) 書類を作成する

↓
・ 申請期限内に、援助会員ご本人が書類を作成します。

(2) 書類を郵送する

↓
・ 作成した申請書類を区へ郵送します。（郵送料は申請者負担となります。）

(3) 区で審査をおこなう

↓
・ 区が申請内容を確認し、助成額を決定します。
↓
・ 提出書類に不足等がある場合は、確認のためお電話をすることがあります。

(4) 審査後、ご指定の口座に振り込み

・ 審査終了後、ご指定の口座に助成金を振り込みます。
・ 審査結果は郵送にて通知いたします。

助成金に関するお問い合わせ先

幼保補助金事務センター

TEL : 03-6453-4990

受付：平日8:30—17:00

日々の活動に関するお問い合わせは、各地域社協事務所までご連絡ください。